



実際には自分の死後の手続きは、相続だけに限ったことではありません。

「葬儀＋死後の手続きで迷惑をかけたくない。」

遺言書だけではこのご希望にお応えすることはできませんので、
こうした場合は「遺言書」＋「死後事務委任契約」で実現していきます。

生前に葬儀の準備を済ませておくためのアプローチ

遺言書＋遺言執行

遺言書で遺言執行者を指定し、①葬儀費用②介護費用③入院治療費用等、預金の中から遺言執行者が速やかに支払うことを明記する。



死後事務委任契約

死後事務委任契約で葬儀の手配者、葬儀費用の支払者、葬儀を執り行う者及び葬儀プランを明記しておく。



遺言書の対象と事務手続き



遺言書を作成していても、最後の片付けなどはその対象となりません。近くに身内が居ない場合、遠方から親族が片づけや精算に何度も駆け付ける事になります。きちんと確認しましょう！
相続人の方が、財産だけ相続して死後手続きをせず、施設がお困り事になるケースが増えています。

○ 対象になります！

相続に関する指定

- ・ 指定した相続人に相続させる

遺贈の指定

- ・ 指定した人に贈与する、寄付する

祭祀承継の指定(強制力なし)

- ・ 誰に葬儀をさせる、お墓を管理させる

✕ 対象になりません！

高齢者施設に関する整理や処分

- ・ お部屋の片付け、家財の処分など

死後の事務手続きの手配

- ・ 葬儀や納骨の手配と費用の精算
- ・ 携帯電話、電気、水道の解約
- ・ 健康保険証の返納、年金停止、介護保険停止、マイナンバー返納、高額医療費の精算

※死後の事務手続きは一般的に2～3ヶ月かかり、
全ての手続きには30～50時間ちかく掛かります。
※身元保証人や家族様の仕事となります。



Smile すまいるグループ

高田司法書士事務所

▽ 無料相談のご予約はこちら



0120-456-762

(平日 9:00～18:00) 土日も承ります。